

(7)後天性免疫不全症候群

《定 義》

レトロウイルスの一種であるヒト免疫不全ウイルス(human immunodeficiency virus; HIV)の感染によって免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍が合併した状態

感染からエイズ発症まで通常約10年の無症候期がある。

感染症新法における発生動向調査においては、HIV 感染症を診断した時点から報告することが求められている。

《臨床的特徴》

HIV に感染した後、CD4陽性リンパ球数が減少し、無症候性の時期（無治療で約10年）を経て、生体が高度の免疫不全症に陥り、日和見感染症や悪性腫瘍が生じてくる。

（サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準（厚生省エイズ動向委員会、1999）抜粋）

《届出基準》

（サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準（厚生省エイズ動向委員会、1999）抜粋）

HIV 感染症の診断

1 HIV の抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に HIV 感染症と診断する。

（1）抗体確認検査（Western Blot 法、蛍光抗体法（IFA）等）

（2）HIV 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（PCR 等）等の病原体に関する検査（以下、「HIV 病原検査」という。）

2 ただし、周産期に母親が HIV に感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合は少なくとも HIV の抗体スクリーニング法が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合に HIV 感染症と診断する。

（1）HIV 病原検査が陽性

（2）血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、CD 4 陽性 T リンパ球数の減少、CD 4 陽性 T リンパ球数 / CD 8 陽性 T リンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

AIDS の診断

の基準を満たし、 の指標疾患（Indicator Disease）の1つ以上が明らかに認められる場合に AIDS 診断する。

指標疾患（Indicator Disease）

A．真菌症

1．カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）

2．クリプトコッカス症（肺以外）

3．コクシジオイデス症

全身に播種したもの

肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

4．ヒストプラズマ症

全身に播種したもの

肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

5．カリニ肺炎（注）原虫という説もある

B．原虫症

6．トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）

7．クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

8．イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

C．細菌感染症

9．化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが2年以内に、2つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）

敗血症

肺炎

髄膜炎

骨関節炎

中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍

10．サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）

11．活動性結核（肺結核又は肺外結核）

12．非定型抗酸菌症

全身に播種したもの

肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

D．ウイルス感染症

13．サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）

14．単純ヘルペスウイルス感染症

1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの

生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの

15．進行性多巣性白質脳症

E．腫瘍

16．カポジ肉腫

17．原発性脳リンパ腫

18．非ホジキンリンパ腫

L S G分類により

大細胞型

免疫芽球型

Burkitt 型

19．浸潤性子宮頸癌

F．その他

20．反復性肺炎

21．リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）

22．H I V脳症（痴呆又は亜急性脳炎）

23．H I V消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

C 11活動性結核のうち肺結核及びE 19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する症状または所見がみられる場合に限る。

《備考》

届出基準は、サーベイランスのための診断基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患（Indicator Disease）が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合（無症候性キャリア AIDS、AIDS 死亡等）には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。

なお、報告票上の記載は、

1) 無症候性キャリアとは、 の基準を満たし、症状のないもの

2) AIDSとは、 の基準を満たすもの

3) その他とは、 の基準を満たすが、 の基準を満たさない何らかの症状があるものを指すことになる。